

令和7年第1回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年1月15日午前8時57分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
4番	松 井 孝 恵	5番	山 本 哲 也
6番	正 垣 耕 平	7番	家根谷 美智子
8番	中 井 照 恵	9番	吉 本 和 広
10番	谷 端 清	11番	檜 木 正 行
12番	大 石 哲 雄		

---

欠席議員（1名）

3番 平 田 美 穂

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 檜 山 裕 子 主 幹 山 根 愛

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 副 課 長	山 根 康 生	税 務 課 長	芝 健 治
税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁	住 民 課 長	三 浦 誠
住 民 課 副 課 長	笠 松 由 希	福 祉 課 長	木 村 陽 子
福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃	福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子
長 寿 課 長	宮 本 真 里	建 設 課 長	谷 本 和 久

建設課副課長	樫本貴寿	上下水道課長	谷本誠
上下水道課副課長	陸平将史	教育委員会事務局長	瀬田和哉
教育委員会事務局副局長	吉田忠弘	教育委員会事務局学校給食センター所長	芦口正史

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 令和6年度上富田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第 4 号 令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第 5 号 令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 6 号 令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 7 号 令和6年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第 8 号 令和6年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 9 号 令和6年度上富田町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 12 議案第 10 号 令和6年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 11 号 調停の申立てについて

△開 会 午前8時57分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

令和7年第1回臨時会を開会するに当たり、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

平田議員から欠席届が出ておりますので、これを受理いたしました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回上富田町議会臨時会を開会します。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

また、地方自治法第121条の規定により出席要求した本臨時会の説明員についても、お手元に配付しております。

なお、振興課、平尾課長から欠席届が提出されておりますので、これを受理いたしました。

---

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井孝恵）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番、家根谷美智子君、8番、中井照恵君を指名いたします。

---

△日程第2 会期の決定

○議長（松井孝恵）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

本日ここに令和7年第1回上富田町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

今回、令和7年第1回議会臨時会に提出します案件としましては、議案として条例の一部改正2件、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算6件、令和6年度水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算2件、調停の申立てについて1件の合計11件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じて町長等及び議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号、令和6年度上富田町一般会計補正予算（第6号）から議案第7号、令和6年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）及び議案第9号、令和6年度上富田町水道事業会計補正予算（第3号）から議案第10号、令和6年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）までの各会計の補正予算につきましては、給与改定に伴う人件費等の補正を行っております。

次に、議案第11号につきましては調停の申立てについてでございます。これは、朝来財産区が所有する公衆用道路に関する調停を申し立てるため、議会の議決を求めるものでございます。

以上が本臨時会に提出いたします諸議案の概要であります。

詳細につきましては担当課長、副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

---

△日程第3 議案第1号～日程第13 議案第11号

○議長（松井孝恵）

これより日程第3 議案第1号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例から日程第13 議案第11号、調停の申立てについてまでの11件を一括議題といたし

ます。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第1号及び議案第2号について説明させていただきます。

議案第1号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年1月15日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

以下が改正案文でございます。

第1条では、令和6年度支給分についての改正でございます。

別表第1を次のように改める。

このページから6ページ中段までが別表第1となっております。

6ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、令和7年度以降の支給分についての改正となっております。

次のページをお願いいたします。

7ページが附則でございます。

8ページから16ページに新旧対照表を参考資料として添付してございます。

17ページをお願いいたします。

17ページの職員の給与等に関する条例の一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨。

本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容。

（1）第1条改正。

期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する。令和6年度支給分でございます。

期末手当、年間「2.45月分」から「2.5月分」、0.05月分の引上げでございます。

勤勉手当、年間「2.05月分」から「2.1月分」、0.05月分の引上げでございます。引上げ分は12月に配分いたします。

定年前再任用短時間勤務職員につきましては、期末手当、年間「1.375月分」から「1.4月分」、0.025月分の引上げ、勤勉手当、年間「0.975月分」から「1.0月分」、0.025月分の引上げとなっております。

②国家公務員の行政職俸給表（一）の改定に準じて、給料表を改正本文の「別表第1」のとおり改定する。

（2）第2条改正。

第1条により改正された期末手当及び勤勉手当の支給割合を6月と12月それぞれ均等になるよう定める。こちらは令和7年度以降の支給分となります。

3、施行期日でございます。

（1）第1条改正。

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（2）第2条改正。

令和7年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第2号につきまして説明をさせていただきます。

議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年1月15日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

特別職の国家公務員の給与改定に準じて、町長等及び議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第1条では令和6年度支給分について、第2条では令和7年度以降の支給分について改正しております。

続きまして、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正。

第3条では令和6年度支給分について、第4条では令和7年度以降の支給分について改正をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

20ページが附則でございます。

21ページから24ページに新旧対照表を参考資料として添付させていただきます。

25ページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正の要旨でございます。

1、改正の趣旨。

特別職の国家公務員の給与改定に準じて、町長等及び議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行う。

2、改正の内容。

(1) 第1条及び第3条改正。

期末手当の支給割合を改定する。令和6年度支給分でございます。

年間「3.4月分」から「3.45月分」、0.05月分の引上げでございます。

引上げ分は12月に配分する。

(2) 第2条及び第4条改正。

第1条及び第3条により改正された期末手当の支給割合を6月と12月それぞれ均等になるよう定める。こちらは令和7年度以降の支給分についてでございます。

3、施行期日。

(1) 第1条及び第3条改正。

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(2) 第2条及び第4条改正。

令和7年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第3号についてご説明いたします。

26ページをお願いいたします。

議案第3号、令和6年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,816万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,534万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

11款地方交付税では、補正前の額に1億225万7,000円を追加し、21億7,225万8,000円と定めております。

15款国庫支出金では、補正前の額に1億2,332万6,000円を追加。

19款繰入金では、補正前の額から2,742万3,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額に1億9,816万円を追加し、91億1,534万2,000円と定めております。

次のページ、歳出をお願いいたします。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額に44万8,000円を追加し、8,940万6,000円と定めております。

2款総務費では、補正前の額に1,031万8,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に9,479万5,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に485万9,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に150万4,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に6,854万8,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に341万1,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

9款教育費では、補正前の額に1,427万7,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に1億9,816万円を追加し、91億1,534万2,000円と定めております。

次のページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから32ページまでは、恐れ入りますがお目通しをいただきますようお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、35ページをお願いいたしま

す。

3、歳出でございます。

今回の補正につきましては、職員の給与費等につきましては人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑みた改定を反映した補正、それから国の物価高騰対策、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の補正となっております。職員の給与費等に係る部分については説明を省略させていただきまして、各項の科目名及び補正額のみ読み上げますので、よろしくお願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費では、補正前の額に44万8,000円を追加。

2 款総務費、1 項総務管理費では、補正前の額に479万3,000円を追加。

2 項徴税费では、補正前の額に259万2,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

3 項戸籍住民基本台帳費では、補正前の額に259万6,000円を追加。

4 項選挙費では、補正前の額に21万1,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

5 項統計調査費では、補正前の額に12万6,000円を追加。

3 款民生費にいきまして、1 項社会福祉費では補正前の額に7,481万円を追加。

その下の6 目物価高騰対応低所得世帯支援給付金事業費（住民税非課税世帯）でございます。こちらは、1 8 節負担金、補助及び交付金では、令和6年12月13日時点において上富田町に住民票を有する非課税世帯に対し1 世帯当たり3万円の給付、2,100 世帯分として6,300万円、それから当該世帯に属する平成18年4月2日以降生まれの子供に対し、子供加算分として1人当たり2万円、300人分として600万円を措置しております。また、3 節職員手当等から1 2 節委託料につきましては、その事業に要する事務費を措置しております。

次のページをお願いいたします。

2 項障害福祉費では、補正前の額に60万2,000円を追加。

3 項児童福祉費では、補正前の額に1,377万3,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

4 項保険年金費では、補正前の額に356万2,000円を追加。

5 項老人福祉費では、補正前の額に204万8,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

4 款衛生費にいきまして、1 項保健衛生費では補正前の額に289万5,000円を追加。

2 項清掃費では、補正前の額に196万4,000円を追加。

5 款農林水産業費にいきまして、1 項農業費では、補正前の額に 1 3 4 万 1, 0 0 0 円を追加。

2 項林業費では、補正前の額に 1 6 万 3, 0 0 0 円を追加。

6 款商工費、1 項商工費では、補正前の額に 6, 8 5 4 万 8, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いします。

4 目かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費、こちらの 1 8 節負担金、補助及び交付金では、令和 7 年 1 月 1 日時点において上富田町に住所を有する者を対象に 4, 0 0 0 円の商品券を配布するもので、1 万 5, 8 0 0 人分として 6, 3 2 0 万円を措置してございます。1 0 節需用費及び 1 1 節役務費につきましては、当該事業に係る事務費を措置しております。

7 款土木費にいきまして、1 項土木管理費では、補正前の額に 2 7 万 6, 0 0 0 円を追加。

2 項道路橋梁費では、補正前の額に 4 2 万 2, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

3 項河川費では、補正前の額に 6 1 万 2, 0 0 0 円を追加。

4 項都市計画費では、補正前の額に 8 5 万 6, 0 0 0 円を追加。

5 項住宅費では、補正前の額に 7 3 万 8, 0 0 0 円を追加。

6 項地籍調査費では、補正前の額に 5 0 万 7, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費にいきまして、1 項教育総務費では補正前の額に 2 1 6 万 5, 0 0 0 円を追加。

2 項小学校費では、補正前の額に 5 3 3 万 8, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

3 項中学校費では、補正前の額に 1 5 5 万 5, 0 0 0 円を追加。

4 項学校給食費では、補正前の額に 7 7 万 9, 0 0 0 円を追加。

5 項社会教育費では、補正前の額に 4 3 5 万 5, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

6 項保健体育費では、補正前の額に 8 万 5, 0 0 0 円を追加。

次の 5 9 ページ、6 0 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、歳入についてご説明いたしますので、3 3 ページへお戻りください。

2、歳入。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税では、補正前の額に 1 億 2 2 5 万 7, 0 0 0 円を

追加してございます。1目地方交付税では、再算定による追加交付分としまして1億225万7,000円を追加措置してございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金では、補正前の額に1億2,332万6,000円を追加してございます。1目総務費国庫補助金では、5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億2,332万6,000円を措置してございます。

19款繰入金、2項基金繰入金では補正前の額から2,742万3,000円を減額、6目財政調整基金繰入金につきましては、先ほどの11款地方交付税の追加交付を受けまして財政調整基金繰入金を減額措置するものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松井孝恵）**

住民課副課長、笠松由希君。

**○住民課副課長（笠松由希）**

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第4号及び第5号につきまして説明させていただきます。

61ページをお願いいたします。

議案第4号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

令和6年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ282万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,078万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

5款繰入金では、補正前の額に282万円を追加し、2億2,143万4,000円と定めています。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に282万円を追加し、19億6,078万6,000円と定めています。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 2 4 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、5, 6 6 9 万 6, 0 0 0 円と定めています。

4 款保健事業費では、補正前の額に 3 2 万 4, 0 0 0 円を追加。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に 2 8 2 万円を追加し、1 9 億 6, 0 7 8 万 6, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いいたします。

6 3 ページから 6 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6 6、6 7 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では 2 8 2 万円を追加。

続きまして、6 8、6 9 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 1 3 2 万 1, 0 0 0 円を追加。

1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴収費では 1 1 7 万 5, 0 0 0 円を追加。

4 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費では 3 2 万 4, 0 0 0 円を追加。

なお、7 2 ページ、7 3 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 5 号につきまして説明させていただきます。

7 4 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）。

令和 6 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9, 5 8 5 万 8, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 1 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款繰入金では、補正前の額に32万8,000円を追加し、2億3,194万1,000円と定めています。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に32万8,000円を追加し、3億9,585万8,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に32万8,000円を追加し、997万2,000円と定めています。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に32万8,000円を追加し、3億9,585万8,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

76ページから78ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

79、80ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では32万8,000円を追加。続きまして、81、82ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では32万8,000円を追加。

なお、83ページ、84ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（松井孝恵）

建設課副課長、樫本貴寿君。

#### ○建設課副課長（樫本貴寿）

よろしくお願い申し上げます。

私からは、議案第6号についてご説明申し上げます。

85ページをお願いいたします。

議案第6号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）。

令和6年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万8,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,447万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款諸収入では、補正前の額に11万8,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に11万8,000円を追加し、2億2,447万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費では、補正前の額に11万8,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に11万8,000円を追加し、2億2,447万5,000円と定めてございます。

次の87ページから89ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

90ページ、91ページをお願いします。

2、歳入です。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に11万8,000円を追加し、2億2,216万7,000円。

計としまして、補正前の額に11万8,000円を追加し、2億2,432万9,000円と定めてございます。

3、歳出です。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費、補正前の額に11万8,000円を追加し5,113万4,000円、職員1名分の給与費等の人件費を追加措置してございます。

計としまして、補正前の額に11万8,000円を追加し、5,113万4,000円と定めてございます。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

お願いします。

私からは、議案第7号についてご説明します。

94ページをお願いします。

議案第7号、令和6年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

令和6年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,343万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額に49万4,000円を追加し、3億9,264万8,000円と定めています。

4款支払基金交付金では2万1,000円を追加。

5款県支出金では24万7,000円を追加。

7款繰入金では176万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に252万2,000円を追加し、17億2,343万3,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に151万3,000円を追加し、4,632万8,000円と定めています。

4款地域支援事業費では131万1,000円を追加。

6款基金積立金では30万2,000円を減額。

支払い合計では、補正前の額に252万2,000円を追加し、17億2,343万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、このページから98ページまでは、恐れ入りますがお目通しくださいますようお願いいたします。

99ページをお願いします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金では合計で49万4,000円を追加。

2目介護予防・日常生活支援総合事業交付金で1万9,000円を追加。

3目包括的支援・任意事業交付金で47万5,000円を追加しています。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金では2万1,000円を追加。

5款県支出金、2項県補助金では合計で24万7,000円を追加。

1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金で9,000円を追加。

2目包括的支援・任意事業交付金で23万8,000円を追加しています。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では合計で176万円を追加。

2目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金で9,000円を追加。

3目包括的支援・任意事業繰入金で23万8,000円を追加。

5目その他一般会計繰入金で151万3,000円を追加しております。

101ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では151万3,000円を追加。

4款1項介護予防・日常生活支援総合事業費、2目一般介護予防事業費では7万8,000円を追加。

2項包括的支援事業・任意事業費では合計で123万3,000円を追加。

1目地域包括支援センター運営費で107万2,000円を追加。

103ページをお願いします。

3目社会保障充実分事業費で16万1,000円を追加しています。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では30万2,000円を減額しています。

105ページ、106ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しくさせていただきますようお願いします。

以上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

税務課長、芝健治君。

○税務課長（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

議案第8号についてご説明をいたします。

107ページをお願いいたします。

議案第8号、令和6年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）。

令和6年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,316万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年1月15日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款繰入金、補正前の額に17万円を追加し、734万2,000円と定めています。歳入合計としまして、補正前の額に17万円を追加し、1,316万3,000円と定めています。

歳出です。

2款総務費、補正前の額に17万円を追加し、1,217万1,000円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に17万円を追加し、1,316万3,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。

裁判所における調停対応委託料（公衆用道路の明渡し請求のための調停申立事件）、期間は令和7年度までとしております。限度額を100万円と定めております。

こちらは、上富田町朝来財産区が所有する公衆用道路の明渡しに向けて、弁護士に田辺簡易裁判所における調停対応の委任に係る債務負担行為でございます。

次の110ページから112ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどをお願いいたします。

113ページ、114ページをお願いいたします。

2、歳入。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金17万円ですが、歳出における繰入金補填するものとして追加措置するものでございます。

115ページ、116ページをお願いいたします。

3、歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節委託料17万円。

まず、弁護士業務委託料33万円減額についてご説明をいたします。

令和6年度当初予算で弁護士業務委託料100万円をご承認いただきましたが、このことは、残置物の置かれた保安林と構造物等を置かれた公衆用道路の明渡しに向けた弁護士による任意の交渉に対する委任業務となりますが、弁護士報酬、つまり委託料の内訳は、着手金が税込みで33万円、報酬金は着手金の倍額、つまり税込み66万円、その他実費を加えて予算額100万円としておりました。しかし、このたび弁護士との協議の結果、保安林のほうは解決したが公衆用道路のほうは解決に至っておらず、したがって報酬金は着手金と同額の税込み33万円、その他実費1,532円を加えて66万1,532円を支出するものとして、このたび残額33万円を減額するものであります。

続いて、裁判所における調停対応委託料50万円追加についてご説明をいたします。

このたび着手金は、税込み33万円に、必要に応じて支出する日当、交通費、郵送代といった実費を勘案して50万円を計上しているものであります。

以上、ご承認賜りますよう何とぞどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課長、谷本誠君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくをお願いいたします。

私から議案第9号についてご説明させていただきます。

117ページをお願いします。

議案第9号、令和6年度上富田町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和6年度上富田町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額に163万8,000円を追加し、合計5億3,574万9,000円と定めています。

内訳としまして、第1項営業費用、既決予定額に163万8,000円を追加し、合計4億9,966万7,000円と定めています。

118ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に163万8,000円を追加し、計6,139万7,000円と定めています。

令和7年1月15日提出、上富田町長奥田誠。

119ページをお願いします。

まず、今回の補正につきましては職員の給与費等の補正のみとなっています。恐れ入りますが、この119ページから最終130ページまでの予算に関する説明書の目次、上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書、上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、上富田町水道事業予定貸借対照表につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしく願いいたします。

**○議長（松井孝恵）**

上下水道課副課長、陸平将史君。

**○上下水道課副課長（陸平将史）**

よろしく申し上げます。

私からは、議案第10号についてご説明申し上げます。

131ページをお願いします。

議案第10号、令和6年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和6年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度上富田町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、既決予定額に85万6,000円を追加し、2億1,702万2,000円と定めています。内訳としまして、第2項営業外収益、既決予定額に85万6,000円を追加し、1億6,299万6,000円と定めています。

第2款農業集落排水事業収益、既決予定額に37万9,000円を追加し、2億6,446万7,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に37万9,000円を追加し、1億9,995万6,000円と定めています。

続きまして、支出。

第1款公共下水道事業費用、既決予定額に85万6,000円を追加し、計2億1,652万2,000円と定めています。内訳としまして、第1項営業費用、既決予定額に85万6,000円を追加し、計1億9,193万4,000円と定めています。

132ページをお願いします。

第2款農業集落排水事業費用、既決予定額に37万9,000円を追加し、計2億6,445万3,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に37万9,000円を追加し、計2億4,994万2,000円と定めています。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に123万5,000円を追加し、計1,803万2,000円と定めています。

他会計からの補助金。

第4条、予算第9条中「1億9,629万5,000円」を「1億9,753万円」に改める。

令和7年1月15日提出、上富田町長奥田誠。

133ページをお願いします。

今回の補正につきましては、職員の給与費等に係る補正のみとなっております。

収入につきましては、一般会計からの補助金を計上してございます。

恐れ入りますが、この133ページから最終141ページまでの予算に関する説明書目次、上富田町下水道事業会計補正予算実施計画明細書、上富田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、上富田町下水道事業予定貸借対照表につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

税務課長、芝健治君。

○税務課長（芝 健治）

よろしくお願ひいたします。

議案第11号についてご説明いたします。

142ページをお願いいたします。

議案第11号、調停の申立てについて。

上富田町朝来財産区は、次の者に対し、公衆用道路の明渡しを求めるため、田辺簡易裁判所に調停を申し立てることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

申立人、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

相手方は記載のとおりです。

令和7年1月15日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

理由としまして、相手方は、上富田町朝来財産区が所有する公衆用道路（朝来字飛曾川3873番4）に権限なく構造物の設置及び動産類を存置しており、このたび明渡しを求め田辺簡易裁判所に調停を申し立てるため、本案を提出するものであります。

要旨を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

調停の申立ての要旨でございます。

- 1、事件名、公衆用道路の明渡し請求のための調停申立事件。
- 2、相手方は記載のとおりでございます。
- 3、申立ての趣旨。

相手方は、財産区が所有する公衆用道路に権限なく構造物の設置及び動産類を存置しており、朝来財産区は明渡しに向けて、相手方との直接交渉及び委任を受けた代理人（弁護士）による交渉を行うも、令和6年12月18日、相手方はこれに応じないことを明確に意思表示したため、明渡しに向けて田辺簡易裁判所に調停を申し立てるものであります。

4、これまでの経緯についてご説明を申し上げます。

（1）上富田町朝来財産区による直接交渉。

朝来財産区は、保安林に肥料と水抜きパイプを、公衆用道路に構造物の設置及び動産類を存置していることに対する明渡しに向けて、法制執務支援業務の委託先である弁護士に助言を得ながら明渡しの交渉を行うも、決裂をいたしました。

次のページをお願いいたします。

144ページです。

（2）代理人（弁護士）による明渡しに向けた任意の交渉。

代理人については記載のとおりです。

①委任契約の締結。

事案名、保安林及び公衆用道路の明渡し請求事案としまして、受任範囲は相手方に対し明渡しに向けた任意の交渉を行うものであります。

そして、③にありますように、相手方は保安林に残置している肥料と水抜きパイプを自ら撤去していただきました。

そして、⑤にありますように、相手方から撤去拒否の意思表示を今回、令和6年12月18日に確認したところで現在に至っております。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井孝恵）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

10時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午前 9時54分

---

再開 午前10時07分

---

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

これより審議に入ります。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

---

### △日程第3 議案第1号

○議長（松井孝恵）

日程第3 議案第1号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

質疑します。

賛成する立場ですが、公務員の場合、労働権のスト権がありません。職員の給与は地方公務員法第14条の情勢適応の原則というのが定められていて、「地方公共団体は、

この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならない。」また、第24条の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準というところの2項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」となっており、国家公務員の人勧が地方公務員に準じて行われるのは明らかです。

また、令和6年11月29日に地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣の通知が出されています。国家公務員の期末勤勉手当については、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.1月分引き上げることとしたところである。各地方自治体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対応することと通知されています。

上富田町は和歌山県や和歌山市のように人事委員会を持っていないので、国の人勧や上富田町の地域の民間給与に基づいて行われるということになると思うんですけども、それでこのような条例改正が行われたということと理解してよろしいのですか。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

9番、吉本議員のご質疑にお答えをいたします。

ただいまのご質疑は地域の民間従事者の給与を勘案しているものかというご質疑だったかと思うのですが、今回の人事院勧告は、民間給与の状況を反映して約30年ぶりとなる高水準のベースアップがされております。それから初任給の引上げ、高校卒業でいきますと12.8%、2万1,400円、大学卒業でしたら12.1%、2万3,800円の引上げとなっております。若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を行っているということで理解をしております。民間の給与の状況を反映した改定になっているというふうに考えておりますので、国家公務員の給与改定に準じて改定を行っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

ただいまの質疑に対する答弁について、全て答えていなければ吉本君、再質疑してください。要点を述べてください。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

私が質問したのは人事院勧告等も含めてという、それに民間のことも含めてというこ

とで、両方ということで、民間だけのことでということを行っている質問ではなかったんですね。今の答えは民間のことしか答えられませんでしたがけれども、国の人勧とか県の人勧、それと民間の上富田町の事業所の実態、この3つを勘案してこれを出したという、私はそういうふうには思っておるんですけれども、その認識について間違いはないかという。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

すみません。お答えいたします。

本年度の人事院勧告及び和歌山県の人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて行っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

それと民間も含めてと、さっき言われたことでやったということの認識ですよと。

○議長（松井孝恵）

副町長、山本敏章君。

○副町長（山本敏章）

ただいまのご質問にお答えします。

基本的に、うちの課長が言いましたように、人事院勧告と県の人事委員会勧告に基づいて今回の人勧に準じて行うということでありまして、上富田町内の民間の企業の給料水準を調べたわけではございません。その点についてはお含みください。

以上です。

○議長（松井孝恵）

3回に達しましたので、次の質疑に移ってください。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより日程第3 議案第1号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第2号

○議長（松井孝恵）

日程第4 議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

3点質疑します。

1点目ですが、地方公務員は国家公務員の人事院勧告に準じて行うことは、地方公務員法の第14条の情勢適応の原則というのが定められていて、「地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならない。」また、第24条の給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準というところの2項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」となっており、国家公務員の人勧が地方公務員に適用されるのは明らかです。また、令和6年度の先ほど述べました通知においてもそのような通知が国から来ております。

議員は、地方自治法の第203条で期末手当を支給することができる規定であります。また、町長、副町長、教育長も支給することができるという規定であり、しなければならないという規定ではありません。特別手当の期末手当については、期末手当を支給する場合には条例で定めなければならないとなっていますが、「地方議会運営事典」では、

議員の期末手当については、生活給的要素を持つ給与を受けている常勤職員と同様に期末手当を支給することについては問題がないとは言えないので、支給率の決定その他については慎重に考慮すべきであるとあります。

また、特別職は、一般職員の人勸と連携する法的根拠はありません。実際、2024年度の首相や国会議員の期末手当が現状水準で維持され、引上げなしとなりました。

1点目、国から、町長等と議員の期末手当について、人勸に基づいてなど引き上げる何か通知が来ているのですか。1点目はそれです。

2点目、今年度5月に期末手当を0.7か月分も引き上げましたが、何に基づいてさらに同じ年度中に町長と議員の期末手当を引き上げるのですか。

3点目、以前に私は、人勸で勤勉手当が引き上げられた際に、特別職の町長と議員には勤勉手当がないのに勤勉手当分を期末手当として支給するのは問題であると指摘しました。しかし、昨年度も2023年12月、職員は期末手当について年間2.4月分から2.45月分、0.05月分引き上げ、勤勉手当については年間2.0月分から2.05月分、0.05月分引き上げ、合計0.1か月分引き上げた際にも、町長と議員の期末手当を勤勉手当がないにもかかわらず勤勉手当を含め期末手当を0.1か月分引き上げました。今回の引上げは勤勉手当の0.6か月分を含まない期末手当のみの0.05月分の引上げ支給となっていますが、その理由は何ですか。その3点、お願いします。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

9番、吉本議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目、国から何か通知が来ているかという点につきましては、通知は来てございません。

2点目、令和6年5月臨時会で0.7月分引き上げたにもかかわらず、また今回0.05月分引き上げることにつきましてでございますが、前回3.4月分に引き上げた際の説明といたしまして、職務・職責に応じた支給割合とするため、近隣自治体及び類似団体の動向を踏まえ、改正を行いました。今回の改正案につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じて期末手当の支給割合を改正しております。法的な根拠はございませんが、特別職の国家公務員の期末手当の引上げ率と同率の0.05月分引き上げることといたしております。

3番目のご質問のお答えがこの国家公務員の期末手当の引上げ率と同率ということで、お答えに代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

3点目の質問についてちょっと追加質問させていただきたいんですけども、今回と前回が違うわけですね。今後、一貫性がなければいけないと思うんですけど、こういうものに対して。準じてと先ほどから言われていますよね。私は、人勧に準ずる必要というのは法的根拠もありませんし、国会議員、特別職でも防衛省や裁判所で働いている職員さんというのは常勤できちんと働いていて、勤務時間も決まっていますから、これは人勧に準じるというのは当然のことだと思います。しかし、国会議員などは勤務時間が決まっているわけではありませんから、今回も、ほかの方は引き上げるけれども国会議員は引き上げないという決議をしたわけですね。ですから、引き上げる根拠というのはいっこともないわけです。

だから、それはおかしいと思うんですが、百歩下がってそれは置いておいたとしたときに、勤勉手当と期末手当を支給した年と、さっきから準ずると言っているわけですよ。これはあつたりなかつたりしたら一貫性がいっこともないということになるのではないですか。だから、今後はどちらで進むのですか。私は人勧に準ずる必要はないと思いますけれども、1回勤勉手当をまた支給するのか、いや今後は条例上は期末手当になっているから期末手当のみになるのか、その辺ちょっと整合性をちゃんとして、どうお考えかお聞きしたいんですが。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

ただいまのご質疑にお答えいたします。

今後というか今回以降につきましては、国家公務員の特別職の支給割合に準じてという参考にして、引上げを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

だから、国会議員以外の特別職は勤勉手当も期末手当も支給されましたよね。だから、国会議員以外の裁判所職員さん、防衛省の職員さんなどは勤勉手当も支給されたわけですよ。でも、今回の議員には勤勉手当は入っていませんよね。0.05月やから入っていないじゃないですか。だから今回は、国家公務員に準じて勤勉手当の部分は、今まで国家公務員は出している人と出していない人が今回しているわけじゃないですか。だか

ら、準じてと言われたときにどちらに準じるのか分からない。今回は勤勉手当は準じていないわけやから、今後も期末手当だけでいくのかということを知っているんですよ。以前はそうじゃなかったのに今回はそうしているじゃないですか。だから、それがどうなるのかというのを。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

すみません、お答えいたします。

期末手当のみということでお答えをさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

昨年度2023年、町長は12月に期末手当を約10万円上げて年収を1,126万4,400円にしました。それなのに、物価高騰で町民の賃金が上がらず年金が上がらない中で、また今年度5月に期末手当を0.7か月、約68万円も上げて1,194万4,800円、約1,200万円近くにしました。副町長が年収978万8,100円、教育長が895万8,600円になりました。町長の給与は月額72万円、期末手当3.3か月は、県下の町村では最も高くなっています。期末手当の県下町村の平均は約2.5か月程度です。

地域の皆さんとの懇談会の中で、町にはお金がないと言っているのに町長等の高額な年収から見て、上げるべきではなかった、生活の大変な私たちのために使ってほしいという意見が多くの方から出されました。町民の生活状況や所得水準を考えると、町長等の期末手当を再度引き上げるべきではないと考えます。

議員は、勤務時間等の拘束がなく、自らその活動は自主的活動であり、労働力の対価や労働の報酬でないことは明らかです。議員も町長同様、昨年度2023年12月に0.

1月分引き上げて、さらに0.7か月今年度引き上げました。上富田町の議員の報酬は、県下の町村では高い月額24万円、期末手当を含めると377万7,600円の年収となります。議長は472万2,000円、副議長は492万400円です。3つの委員会の委員長は393万5,000円です。議員は、それ以外に議会や委員会、全員協議会に出ると交通費以上の1日2,000円も別に支給されて、収入は増えます。

上富田町では、月約6万円の年収約70万円の国民年金で生活している町民も少なくありません。地域の皆さんとの懇談の中で出された、夫婦2人で生活しているときはまだいい、一方が死ねば生活できないとの意見は全くそのとおりでであると考えます。本来の議員報酬は、議員活動に専念し生活できる金額が妥当であると考えます。しかし、現在の上富田町民の生活状況や所得水準を考えると、報酬を引き上げるべきではないと考えます。2024年度において2度も引き上げることはさらに問題であると考え、反対します。

以上です。

**○議長（松井孝恵）**

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

次に、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第4 議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（松井孝恵）**

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**△日程第5 議案第3号**

○議長（松井孝恵）

日程第5 議案第3号、令和6年度上富田町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

まず、歳出について質疑を受け付けます。

35ページから58ページの間で質疑のある方は挙手願います。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

幾つかあるんですけども、一個一個いったらいいですね。

○議長（松井孝恵）

幾つあるんですか。

○9番（吉本和広）

ちょっと今5つぐらいあるかもしれません。

○議長（松井孝恵）

一遍に言わずに2つ程度にとどめていただけますか、分かりやすいです。

はい、どうぞ。

○9番（吉本和広）

40ページの物価高騰対策のところと50ページのかみとんだ地域元気活性化商品券に関するところでちょっとお聞きしたいんですが、国から収入のところでは手数料が300万円となっているんですが、この手数料の中では給付システム構築委託料の330万円と通信運搬費の40ページの55万円と、50ページの役務費の通信運搬費の403万円、これ合計するとかなり、七百幾らになるんですが、これに対して国からは300万円が出ていて、それ以外は町が負担しなければならないということになるということですか。

それと、300万円の国からの手数料、収入のところなんですけれども、兼ね合いするんで一緒に言わせてもらおうんですけども、300万円の手数料というのは使わなかった場合には返金しなければならないのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、平岩晃君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

9番、吉本議員のご質疑にお答えいたします。

物価高騰と今回、いわゆる非課税世帯の3万円の給付と商品券の発行に関する経費ということで予算を計上させていただいております。ご質疑にありました300万円につきましては事務に係る交付金ということになりますが、今回、歳出の予算につきまして

は、今回給付に係る事務に必要な経費というのを今予算計上、必要な見積書等を徴して上げておるといことです。物価高騰の対応の歳出につきましては、給付金以外に事務費として、質疑にありましたようにそのシステム改修ですとかもろもろの経費を組ませていただいておりますが、これは当然、歳出の抑制には今後努めてまいりますけれども、この事務費自体も、今回給付金の事業が何度か続いておりますが、少し減ってきておるといような状況にあります。

これについては、給付金自体は当然国の制度ですので、これを減ることなく、この事務費については必要最小限でまた工夫をしながら進めていくということが1点。当然、300万円を超える部分については一般財源を持ち出して、できるだけ効率的に進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平岩さん、使わない場合は返さなあかんのか。

○福祉課副課長（平岩 晃）

すみません。

2点目の事務費につきましては、使用しない場合には当然精算ということになりますが、今回予算を見ていただきましても歳出が大幅に超えておりますので、今回そのような状況にはならないのかなという予測はしてございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

この費用が、手数料がかなり多くかかっていると思うんですね。手数料をやっぱり減らさないといけないんじゃないかなと前も質問をさせてもらったんですけども、ただそれ、一例を言って、前にはそれはと言われたんですけども、例えば水道料金の基本料金の値下げのシステムであれば、一度入れればあとは費用は要らないというふうに言われていましたし、そのとき、町外の方にもなるからちょっと問題があるということも言われていましたけれども、町外を外すようなシステムはできないのか、あるいは町外の人も固定資産税も払っているし、その経費からしたら町外の人水道料金の基本料金を引き下げたとしても経費として多くなならない等もあると思うんで、そのような、手数料が国から300万円しか来ていないわけですから、それを減らすような今後対応というのを検討していかなければならないというふうにこの予算を立てるときに検討はされておられないんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

今の吉本君の質疑は、例を出して聞かないと聞けない案件でありますので、それを認めます。答弁願います。

手数料はこの40ページの構築委託料とかそこやろ、330万円の。違うの。

吉本さん、事務費のことやろ、手数料というのは。

○9番（吉本和広）

手数料。

○議長（松井孝恵）

40ページだったらどこですか。

○9番（吉本和広）

40ページの役務費と委託料の55万円と330万円と、さっき言った50ページの四百何万円を合わせたお金ですね。

○議長（松井孝恵）

今の質疑は、こういう給付金をするに当たって事務費が要るので、それを少なくするような方策ということで、今、水道料は例を挙げただけで、そういった形で考えられるんですかということですね。答弁願います。

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えいたします。

まず、金額の大きいもので申しますと、今回委託料にあります給付金のシステム構築委託料という金額が大きくなってきてございます。これについては、これまでも同様の給付金事業というものを行っておりますが、今回こういった新制度の部分で新たに構築をするということが必要になります。当然、システムを運用する、給付を進めて終わるまでも、運用支援ということでそういった専門の方々に支援をいただくということもこの費用に含んでございます。この仕様におきましては、住民基本台帳ですとか課税情報、今回はマイナポータル等も含めた口座情報と、かなりの複雑多様な情報量の取扱い、また管理ということが必要になってきますので、かなり高い専門性を要する業務を委託するような形になってくるかと思えます。

今回、給付金予算の承認をいただいた際にはできるだけ速やかにこの給付金をお届けしたいということで、できるだけ早期に改修、また着工するためには、できるだけ多くのそういった専門の方々に進めていただくに当たっての人員ですとか、そういったところをかなりご無理をお願いしないといけないので、これについては住民基本台帳等を扱う業者2者から見積りを徴収したところ、こちらの予算額で一旦計上させていただいた

ということなので、妥当な金額であるというふうに考えております。

口座につきましては、やはり現金の振込というよりは口座への速やかな安心・安全の口座振替ということを予定しておりますので、これは1件当たりになると少額ですので、このあたりできるだけ歳出の抑制に努めておるといったことのご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

歳出の抑制に努めているというのは、前にもちょっと送って返信してもらわないというようなシステムとかでやるということで抑制されているというのは分かるんですけども、国から300万円しか来ていなくて、それよりもこの時点で385万円ですか、使わなければならないというのはやむを得ない状況なんだろうと思うんですね。それでまた元気活性化で400万円出さなアカンというので、手数料を大きく使っているということについてやっぱり改善していかないと、無駄ではないんですが、できるだけ抑えるという努力を、今後は400万円というのを減らす方法というのを考えておられるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（松井孝恵）

副町長、山本敏章君。

○副町長（山本敏章）

まず基本的に、予算計上するに当たっては町の持ち出しを当然抑えるということを再前提として考えています。国から来る経費についても分析した上で、予算計上の範囲内でいけるかどうかを考えた上で、勘案して予算計上しているわけですが、今回の場合のようにシステム構築費につきましては、システムをいらわれるごとにどうしてもかさんでくる部分があります。この部分についてはやむを得ない部分と当局のほうでは認識しております。ただ、経費の支出に関してはさらに精査をしてみたいと思っています。その点についてはもうご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございますか。ほかの質疑。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

ここでいいの。

○議長（松井孝恵）

いや、ここへ来てください。別の質疑なので。

○9番（吉本和広）

分からないのでちょっとお聞きするんですが、48ページの農業集落排水費の補助金があると思うんです。これは何に対する補助金なのかというのをちょっとお聞きしたいのと、それと52ページの都市計画費の中の公共下水道事業補助金とあったんですけども、先ほど給与に対する補助金だということが言われたんですけども、下水に関する給与については補助金から出すのに上水に関する補助金がないんですけども、これはどういうことなのかというのをちょっとお聞きできますか。

それともう一点、48ページの農林水産業のところに総合事務組合負担金というのがありまして、国保とかいろんなところにも出てくるんですが、総合事務組合負担金（退職手当分）と出てくるんですけども、これ何なのか教えていただけますでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

まず、農業集落排水事業、それと都市計画費の公共下水道事業についての補助金なんですけれども、まず下水道事業につきましては、事業に必要な施設維持管理費や人件費等の経費について、主な収入である下水道使用料収入で全てを賄い切れないため、事業運営に不足する分を一般会計からの補助金として繰り出していただいております。

それと、水道事業につきましては水道料金で全てを一応賄えていることから、一般会計からの補助金を受けていないということとなっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

下水については使われている人も使われていない方もおられるので、負担が難しいので、収益的に苦しいので町から補助を出していて、上水については皆さん使われていて、まだ何とかそのお金でやれているので求めないという認識でよろしいということですか。

○議長（松井孝恵）

そういうことじゃないよな。

○9番（吉本和広）

だから、それが分からないんや。

○議長（松井孝恵）

今のは、公共下水と農業集落排水についてはお金が足りやんで一般会計から賄っているよという説明。上水道は収益で賄えているんで補助する対象にはならないという、こういうことですね。そういうことです。それを受けて質疑があったら質疑してください。

○9番（吉本和広）

もういいです。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「答えてもらってない」と吉本議員呼ぶ）

○議長（松井孝恵）

ごめんなさい。失礼。総合事務組合の。

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

総合事務組合負担金（退職手当分）につきましては、給与等に変動があればそれに応じて退職手当を積み立てる意味合いの負担金を総合事務組合に対して支払っておりますので、給与の今回の改正に合わせて総合事務組合に負担する退職手当金の積立てのような形であると認識していただければと思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

初歩的なことが分からないんでもう一回聞くんですけども、総合事務組合というのは全国的な組合なんですか。それとも和歌山県だけの組合。どういう組織なんですか。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

県の組合になりますが、多分、全国でそれぞれにそういった総合事務組合というのがあるかと考えております。

○議長（松井孝恵）

歳出の部分でほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

それでは、歳入、33ページから34ページ一括で質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより日程第5 議案第3号、令和6年度上富田町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第6 議案第4号

○議長(松井孝恵)

日程第6 議案第4号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)について質疑を行います。

まず、歳出から行います。

68ページから71ページで質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

なしと認めます。

次に、歳入の質疑に移ります。

66ページから67ページ、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第6 議案第4号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第7 議案第5号

○議長（松井孝恵）

日程第7 議案第5号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いいたします。

79ページから82ページの間で質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより日程第7 議案第5号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第8 議案第6号

○議長（松井孝恵）

日程第8 議案第6号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）について質疑を行います。

歳入歳出一括で行います。

90ページから91ページで質疑ございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

91ページの宅地分譲収入のところで11万8,000円とあったんですけども、この説明が詳しくなかったんですが、これは11万8,000円という金額が安いんで土地の売買なのか、それとも残土の受入れなのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（松井孝恵）

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えします。

土地の売買に対する補正でございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第8 議案第6号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第7号

○議長（松井孝恵）

日程第9 議案第7号、令和6年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）について質疑を行います。

歳入歳出一括で、99ページから104ページの間で質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第9 議案第7号、令和6年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第10 議案第8号

#### ○議長（松井孝恵）

日程第10 議案第8号、令和6年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括で、113ページから116ページの間で質疑ございますか。

9番、吉本和広君。

#### ○9番（吉本和広）

すみません。これは議案第11号とも関連する補正の予算があるんでここで聞いたほうがいいかと思って質問するんですけども、この間お聞きしたときに、土地の名義は朝来財産区になって、道路の先ほど説明ありました裁判の費用に関する事なんですけれども、土地の名義が朝来財産区になっていて、管理会がそのことについても言っておられるということで、反対するものではないんですが、町道に将来的にしたいということがこの間説明がありましたけど……

#### ○議長（松井孝恵）

吉本さん、ごめん。質疑止めて。次のところで聞こうか。この今の……

#### ○9番（吉本和広）

11号のところでも聞いたほうがいいですか。

#### ○議長（松井孝恵）

この11号の……。8号やで。議案第8号。

#### ○9番（吉本和広）

8号のところの補正予算が50万円とか。

#### ○議長（松井孝恵）

それを聞くんか。

#### ○9番（吉本和広）

その裁判の費用に関わっている……

#### ○議長（松井孝恵）

先ほどの説明があったけれども、先ほどの説明が足りなかったら答弁させますけれども、50万円については。その答弁はさせますけれども、今もめていることに対する質疑を聞くんやったら後で聞いてもらえますか。後の調停の申立てのところ。

#### ○9番（吉本和広）

予算は認める、でも、その調停のお金というのは予算へ入ってあるんじゃないですか。

○議長（松井孝恵）

調停を認める予算、これ補正やでな。違うか。必要やったやつを減額してということと違うの。違うのか、さっきの答弁は。

○9番（吉本和広）

また足すんでしょう、だから。その調停するお金を足すわけですよ。

○議長（松井孝恵）

暫時休憩します。

---

休憩 午前10時56分

---

再開 午前10時57分

---

○議長（松井孝恵）

再開します。

○9番（吉本和広）

さっきも言いましたように、土地の名義が朝来財産区になっておるので財産区の予算として計上されていると思うんですけども、管理会のほうから、やっぱり朝来財産区が持っている土地なので、ちゃんとしておきたいということですよという意向で、それは反対するものではないんですけども、この間の方に将来町道にという話がちょっとありましたけれども、町の公衆用道路にしたいというような説明があったと思うんですよ。1人しか使っていない土地を町道の公衆用道路にするというのを含めて経緯がちょっと分かりにくいのと、1点、公衆用道路と道路の違いですよ。町の公衆用道路になるのと町道になるのとちょっと違うみたいなことで先ほどお聞きしたんですけども、その辺で町の公衆用道路にもともとせなあかんだったもののような話もお聞きしますし、ちょっと経緯が分からないので、もう少し経緯も説明していただけないかなということですよ。お願いします。

○議長（松井孝恵）

税務課長、芝健治君。

○税務課長（芝 健治）

吉本議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点、今回は裁判の訴訟ではありませんので、裁判所における調停と。あくまで第三者的な立場である調停委員を介した話合いというところで、その点だけ一つまず申し添えたいと思います。

1点、今、名義が朝来財産区でと、それで管理会の中でもいろんな意見があったというところで、将来的に町名義の公衆用道路にしたいというお話というところで、ちょっと全体的なお話をさせていただきますと、まずは令和7年度のときに飛曾川地区の山、山林だったんです、朝来財産区が持っている山林。それを上富田町が梅畑団地の造成事業という形の公共事業として梅畑を造成しましたよと。ここの畑については当然ここの農家さんが負担していますから、当然ここの農家さんの名義にするべきものであるよと。公共事業で設置した梅畑団地でありますので、上富田町梅畑団地の設置及び管理に関する条例というものがございます。当然その梅畑団地の設置管理条例の中には、集出荷施設なりとか農業用のタンク、いわゆる水道用地であったり用悪水路であったり、そして今お話に出ている公衆用道路とか、そういったものがありますので、したがって設置管理条例に基づく行政財産である、つまり上富田町のものであるという、そういう整理をしております。

ただ、先ほど申し上げた農地しかり、この上富田町へ移すべきところもしかり、まだいまだにずっと朝来財産区の名義のままで残っていたといったこと、これはやはり上富田町に寄付をしなければならないなど。ただ、上富田町に言わせたら、朝来財産区の名義のままで残っていた状態のときに今、残置物が置かれている。これは今のままで寄付されるんじゃなくて、財産区が今持っているうちにきれいにと言ったら悪いですけども、よけていただいて、そこから寄付を受けますよと、そういう話もあった中で今話し合いをしているというところでございます。

もう一点、認定町道といわゆる公衆用道路の違いは何なのかという、公衆用道路というのはあくまで不動産登記法上の公衆用道路ということになるんですけども、町道というものは当然議会の皆様の議決をいただいて町道認定するというものなんですが、当然道路法という法律に基づく道路になりますので、まあ言うたら、そこに誰かが私の権利があるんだといってそこへ何か物を置いても、町道管理者はそれを排除できる権限というものがあります。あるいは税金を使ってそこを維持管理するというものもあります。やはり町道認定とその他の一般的な公衆用道路とはもう全然格が違うというところで押さえていただければと思います。

朝来財産区でいろんな議論になっていたものをさっさと上富田町へ寄付しようやないかと、それであとは上富田町に任せようやないかという話はあったんですけども、もう一つここは踏ん張って、何とか円満にお互い解決しようということで、今回の調停をお願いするということになったところでございます。ちょっと答弁漏れがあったらおっしゃっていただければと思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

公衆用道路になったときに、やっぱり修理等々を町がしていかなければならないということにはなるわけですよ。町の公衆用道路になった。今の名義であれば朝来財産区の名義になっていますから、それを修繕するのは朝来財産区ですよ。今度、公衆用町道になったら、その道路は町が修繕管理せなあかんということになるわけですよ。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

お答えします。

町道であれば町の建設課のほうで修繕するんですけども、上富田町名義の公衆用道路となれば、町も負担するし使っている方も負担していただくという、応分の負担が必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第10 議案第8号、令和6年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第 1 1 議案第 9 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 1 議案第 9 号、令和 6 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。

ページ数は長いんですが、一括で行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第 1 1 議案第 9 号、令和 6 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第 1 2 議案第 1 0 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 2 議案第 1 0 号、令和 6 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。

一括で行いたいと思います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第12 議案第10号、令和6年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第13 議案第11号

○議長（松井孝恵）

日程第13 議案第11号、調停の申立てについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第13 議案第11号、調停の申立てについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長から発言を求められましたので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

令和7年第1回上富田町議会臨時会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出しました議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして誠にありがとうございます。

まず、令和6年度一般会計補正予算（第6号）を承認していただきましたので、低所得世帯への支援として物価高騰対応・低所得世帯支援給付金事業につきましては早急にご手続を行ってまいります。また、物価高騰対応・地方創生臨時交付金を活用し町民1人当たりに4,000円の商品券を支給する第8弾のかみとんだ地域元気活性化商品券支給事業につきましては、令和7年度への年度繰越しが認められましたので、令和7年1月1日時点での住民票登録者に令和7年4月1日から6月30日までの期間利用できるように進めてまいります。

以上で、令和7年第1回上富田町議会臨時会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

---

△閉 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

これにて令和7年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。  
これにて令和7年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

**閉会 午前11時09分**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長      松井 孝恵

議事録署名議員      家根谷 美智子

議事録署名議員      中井 照恵